

子どもサポートハンドブック

～すべての子どもたちの笑顔のために～



令和5年4月

神奈川県教育委員会教育局

支援部子ども教育支援課

はじめに

近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、学校にはいじめや不登校、児童虐待等、様々な課題への対応が求められてきました。

さらに、コロナ禍の中、貧困やヤングケアラー等の新たな課題が顕在化とともに、子どもの自殺の状況が深刻な状態にある等、子どもたちは、より一層複雑で深刻な困難を抱えざるを得ない状況に置かれています。

「周囲に相談できない」、「声を上げられない」子どもを含め、こうした状況にある子どもを早期に発見し、そのニーズに適切に対応していく必要があります。そのためには、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材と協働しながら、その課題や困難を積極的に把握し、支援につないでいくことが重要です。

そこで、県教育委員会では、こういった子どもを、誰ひとり残さず支援する体制を構築するために、令和5年度から県内の市町村立中学校区に配置するスクールカウンセラーを増員するとともに、スクールソーシャルワーカーアドバイザーを新たに教育事務所に配置しました。

さらに、様々な課題や困難を抱える子どもの実態を把握し、すべての教員が迅速かつ的確に対応していく取組を、「かながわ子どもサポートドック」と位置づけました。

本ハンドブックには、子どもが抱える課題や困難を察知するために、見落としてはいけない子どもからのサインや、すべての子どもから抱えている状況をピックアップし適切な支援や対応につなげるスクリーニングの方法、スクリーニング実施後の具体的な対応方法等を示しています。各学校においては、本ハンドブックを有効に活用し、子どもが発するサインを確実にキャッチし、子どもの置かれている現状を認識するとともに、多様なケースに応じた対応を行っていただきたいと考えています。

本ハンドブックを活用することによって、チームで対応する教育相談、児童・生徒指導の充実を図り、子どもが抱える課題や困難の解消に向けて全力で取り組むことで、本県の子どもたち一人ひとりが安全・安心を実感し、笑顔あふれる学校生活が送れることを願っています。

令和5年4月
神奈川県教育委員会

目次

1 神奈川県の現状について	1
2 すべての子どもたちへの支援について	2
3 スクリーニングについて	5
4 アンケートとスクリーニングシートについて	7
5 児童・生徒向けアンケート例	8
6 教職員向けスクリーニングシート例	10
7 スクリーニング会議（学年会等）について	11
8 校内チーム会議について	12
9 プッシュ型面談について	13
10 ケース会議について	14
11 医療、福祉等の関係機関との連携について	14

神奈川県では、県立学校において、心理や福祉の専門人材をより効果的に活用し、子どもたちが抱える困難を見える化するとともに、必要な支援につなげていく「かながわ子どもサポートドック」を展開し、教育相談体制の強化を図っています。

本ハンドブックでは、「かながわ子どもサポートドック」のように、小・中学校においても、困難を抱える子どもを確実に把握し、支援が必要な子どもを適切な支援につなげていくことができるよう、実際のスクリーニングの方法や、子どもが自己チェックできるアンケート例等を示すとともに、すべての子どもたちの笑顔のために、教育相談体制を充実させていくことの必要性について改めて整理しました。

※以下のページより、スクールカウンセラーを「SC」、スクールソーシャルワーカーを「SSW」と表記しています。

1 神奈川県の現状について

■公立小・中学校における不登校の現状と課題

神奈川県の公立小・中学校における不登校の児童・生徒数が増加し続けています。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等も背景として考えられます。

そうした中、不登校の児童・生徒のうち約36%が、学校内外での相談や指導を受けていないという課題があります。学校では児童・生徒が抱えている困難を積極的に把握し、SCやSSW等の専門職と協働し相談・医療・福祉等の関係機関につなげていく必要があります。



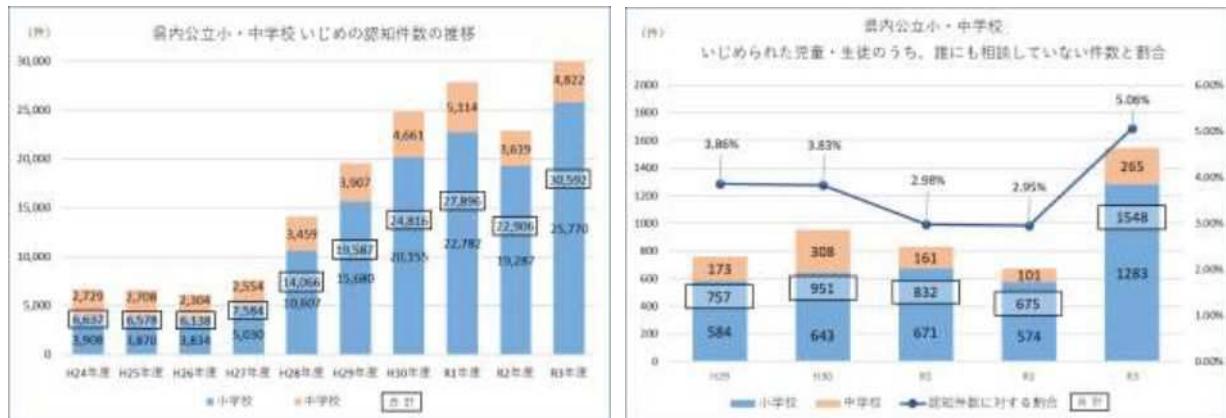
（神奈川県児童・生徒の問題行動不登校等調査結果より）

■公立小・中学校におけるいじめの現状と課題

神奈川県の公立小・中学校におけるいじめの認知件数は、近年増加しています。

学校がいじめを初期段階のものも含めて積極的に認知した結果といえます。そして認知したいじめの解消に向けて取り組んでいます。一方で、多くの児童・生徒が心身の苦痛を感じてきたことも事実であり、さらに未然防止の取組を充実させていく必要があります。

また、いじめられた児童・生徒の相談状況における「誰にも相談していない」件数についても増加の傾向にあります。いじめられている児童・生徒にとって、自らSOSを発することは難しく、いじめは周囲から見えづらいものであることを踏まえ、学校では児童・生徒がより気軽に相談しやすい環境を整えていく必要があります。



（神奈川県児童・生徒の問題行動不登校等調査結果より）

児童・生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する中、不登校やいじめに限らず、児童虐待やヤングケアラー、自傷行為、希死念慮など、児童・生徒が抱える課題や困難は、より一層複雑化し、深刻化しています。

2 すべての子どもたちへの支援について

■子どもたちの笑顔をサポート！～いつでも、誰にでも、相談できる学校づくり～

県教育委員会では、前述の課題を踏まえ、課題や困難をいち早くキャッチし、すべての児童・生徒が笑顔で安心した生活が送れるよう、相談・支援体制をより充実させていきます。

学校の中には、誰にも相談できず一人で悩んでいる児童・生徒や、日ごろ明るく・元気に過ごしていても課題や困難を抱えている児童・生徒がいます。様々な背景を持つ児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒が、簡単に、そして当たり前に、「いつでも、誰にでも、相談できる学校づくり」をめざしていきます。

■SC・SSW等との協働

- 周囲に相談できていない児童・生徒を早期に的確に発見し、そのニーズに適切に対応していくためには、教職員だけでなく、SCやSSWなど心理や福祉の専門職と連携しながら、その課題や困難を積極的に把握し、支援につないでいくことが必要です。
- SC・SSW等と協働し、相談体制の強化を図ることで、チームによる多角的な視点で、児童・生徒が抱えている課題や困難をピックアップすることができます。



【令和5年度 県教育委員会の取組】

- SCの重点配置校（週2日）を拡充します。
- SCアドバイザーの勤務日数を拡充します。
- ※SCアドバイザーは、各地区のSCに対する指導・助言や教育支援センターへの巡回相談等を行い、かながわ子どもサポートドックを推進していきます。
- 各教育事務所にSSWを配置しています。
- 各教育事務所にSSWアドバイザーを新たに配置します。
- ※SSWアドバイザーは、各地区のSSW、相談員などへの指導・助言等を行い、かながわ子どもサポートドックを推進していきます。

※ 学校では日頃から、児童・生徒や保護者に向けて、SC・SSW等と協働しながら相談・支援の取組を行っていることについて、周知に努めましょう。

■SC・SSW等の専門家を含めた相談・支援体制の整備

スクールカウンセラー



心理の専門職

心理面のアセスメント、
教職員や保護者への
コンサルテーションを行う。

スクールソーシャルワーカー



福祉の専門職

行政や地域の関係機関と、学
校・家庭を繋ぎ、児童・生徒の
学びに必要な環境を整備する。

■子どもたちを支援する「仕組み」を構築



■すべての子どもの困難を確実にキャッチし、支援する仕組みの流れ

困難を確実にキャッチ

① アンケート等を活用して、すべての子どもが自己チェック(P.5~9)
担任、学年職員等による気づきをスクリーニングシートにまとめる(P.5~10)
SC、SSW:回答をもとにスクリーニング

② SC、SSW、教職員によるスクリーニング会議(学年会等)の実施(P11)

③ 校内チーム会議の実施 (P.12)

子どもの困難を確実にキャッチ

「校外の支援（アウトリーチ）」につなぐ

④ SC、SSW等による子どもへの
プッシュ型(積極的)面談によりニーズを把握 (P13)

⑤ ケース会議で支援方策を検討し、
医療や福祉等の「校外の支援(アウトリーチ)」につなぐ (P.14)

すべての児童・生徒を対象に、児童・生徒が自己チェックできるアンケートを実施するとともに、教職員が気付いた児童・生徒の気になる様子を集約することで、課題や困難見える化し、その結果に基づきながら、専門職であるSCやSSWを含めたチームによる多角的な視点で、児童・生徒が抱える困難をピックアップする「スクリーニング(P.5参照)」を実施し、その後のスクリーニング会議(学年会等)やケース会議を通じて、必要な支援につないでいくという取組が必要です。

■期待される効果について

これまで教職員の個人的な判断や、主観的にもなりがちだった「気づき」を、SCやSSW、養護教諭等の多様な視点を取り入れ、すべての児童・生徒の状況を確認することで、児童・生徒が抱える困難を洗い出し、支援の方向性を共有することができます。このことが「チーム学校」の対応力の向上と安定につながります。

例えば、以下のような年間スケジュールを立てることによって、児童・生徒の変化を確認し、適切な支援につなげることができます。



■年間スケジュール例（年間2回程度のスクリーニング実施例）

※「児童・生徒向けアンケート」は、すでに各学校で実施している「生活アンケート」や「いじめアンケート」に質問項目を加えるなどして活用することも可能です。

例

月	行事等	具体的なスクリーニングに向けた動き
4月	入学式・新学期	前学年の引継ぎ内容確認 学級開き（担任による見守り・気づきの収集）
5月	家庭訪問 ・地域訪問等	家庭環境確認・情報共有 ☆児童・生徒向けアンケートの実施① ☆担任によるスクリーニングシートの入力①
6月	教育相談期間	☆学年職員によるスクリーニングシートの入力① ☆SCとSSWによるスクリーニング①
7月	保護者面談	保護者との情報共有 ☆スクリーニング会議①（支援の方向性の決定・確認） ☆プッシュ型面談
8月	夏休み	☆校内チーム会議① ☆ケース会議（校外・関係機関との連携支援会議）
9月	教育相談期間	☆プッシュ型面談 長期休業中後の児童・生徒の様子観察
10月	運動会・文化発表会等	行事への取組（担任・学年職員による見守り・気づきの収集）
11月		☆児童・生徒向けアンケートの実施② ☆担任によるスクリーニングシートの入力②
12月	保護者面談	☆学年職員によるスクリーニングシートの入力② ☆SC・SSWによるスクリーニング②
1月	教育相談期間	保護者との情報共有 ☆スクリーニング会議②（経過把握・支援の方向性の確認） ☆プッシュ型面談
2月		☆校内チーム会議② ☆ケース会議（校外・関係機関との連携支援会議）② ☆プッシュ型面談
3月	卒業式・修了式	引継ぎ資料の作成

※ 年間のスケジュールや児童・生徒向けアンケートについては、発達の段階に応じて実施するように計画しましょう。

3 スクリーニングについて

困難を確実にキャッチ

■スクリーニングの目的

- ・表面化しにくい課題や困難の早期発見、早期対応を図ります。
- ・抱え込み等を防ぎ、組織的な支援体制の構築をめざします。
- ・専門家の活用等、地域資源や専門機関の活用につながります。



■学校で行うスクリーニングとは？

- ・学校で行うスクリーニングは、すべての児童・生徒を対象として、アンケート結果等を活用し、児童・生徒が抱えている課題や困難を早期に発見し、支援の必要な児童・生徒や家庭を適切な支援につなぐための仕組みです。
- ・担任等が単独で児童・生徒の実態をチェックするだけでなく、学校職員間（S C及びS SWを含む、複数人の教職員）で同じ基準でチェックを行い、実行可能な支援の方向性を決定します。習慣的に行うことで、教職員の児童・生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながります。

■スクリーニングに期待されること～SOSを出せないでいる児童・生徒へのアプローチ～

○ 児童・生徒が抱える課題や困難は表面化しにくく、これまでの仕組みでは的確に捉えることが難しい場合がありました。

その結果、支援が必要な児童・生徒が把握されずに、児童・生徒の家庭環境、虐待等、学校生活では見えにくい課題や困難を発見できていない可能性がありました。

スクリーニングを行うことで、SOSを出せない児童・生徒の抱える困難を早期に発見することをめざします。

児童・生徒の中には、抱えている困難に本人が気づいていなかったり、SOSを出せないだけでなく、SOSを出さないようにしていたりする児童・生徒がいることも考えられます。

スクリーニングを行うことで、表面化しにくい課題や困難を早期に発見し、適切な支援につなげることが期待できます。



■ スクリーニングの実施の準備

○ S C ・ S S Wから、スクリーニングの手法についてレクチャーを受けましょう。

- ・心理の専門職である S C と福祉の専門職である S S Wは、スクリーニングにより児童・生徒の困難や課題を引き出し、アセスメントを行うノウハウをもっています。計画と一緒に立てたり、校内研修でレクチャーを受けたりするなど、スクリーニングの実施準備を進めます。

○ 全児童・生徒を対象としたアンケートと教職員向けスクリーニングシートの準備をしましょう。

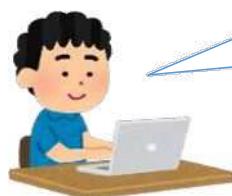
- ・スクリーニングの実施に向けた計画を立てます。
- ・すでに各学校で実施されている生活アンケートや教職員によるチェックシート等に組み込むなど、実施方法や実施時期については柔軟に対応します。
- ・アンケートは発達段階に応じて、P 8・9 の例を参考にするなど、質問項目を検討し実施します。



【アンケート実施・スクリーニングシート入力の実施例】

- ・既存の生活アンケートや教職員によるチェックシートなどの項目の一部に、県教育委員会作成の質問項目を組み込む。
- ・すでに市町村で実施している、I C T機器等によるアンケートシステムなどの結果を活用する。

(P 8・9・10 の県教育委員会作成の質問等参照)



端末を使って、アンケートに
答えるだけなら、カンタンだね♪

4 アンケートとスクリーニングシートについて

■児童・生徒の抱える困難を可視化するための自己チェックアンケート

各学校で実施している生活アンケート等に、県教育委員会作成の「児童・生徒向けアンケート」の質問項目を加えたり、組み込んだりして、児童・生徒の抱える困難を見とする自己チェックアンケートを実施します。



【県教育委員会作成のアンケート例（P 8・9）】

- 「学校生活」「人間関係」「自分自身」「家庭生活」の4つの場面
 - 「楽しさ」「手ごたえ」「関わり」などの3つの視点
- 合わせて12項目で構成



■教職員の「気づき」を可視化するためのスクリーニングシート

児童・生徒へのアンケートの実施と並行して、担任等による「気づき」をスクリーニングシートに記入します。日常の学校生活の中から、児童・生徒の様子をシートにまとめ情報を集めます。担任だけでなく、学年職員等、複数の視点で確認しましょう。



【スクリーニングシートの入力の実施例（P 10）】

- まずは担任が、日常生活の中で気になること、心配なことなどをシートに入力していきます。
- 入力したシートは、学年所属や教科担当の教職員など、児童・生徒とのつながりがある教職員が目を通し追記するなど、児童・生徒の様子を共有していきます。

※児童・生徒の問題点を見つけ出す視点ではなく、児童・生徒の抱える困難をキャッチする視点で記入しましょう。



いろいろな先生と情報
が共有できて、私が気
づけていないことも分
かってホッとした。



シートの記入をするた
びに、気づきが増え、教
員のアンテナが高くな
った気がします！

■SC・SSWによる、アンケートやスクリーニングシートの確認

児童・生徒によるアンケート、教職員の「気づき」をまとめたスクリーニングシートとともに、SC・SSWによるスクリーニングを行い、情報を整理します。心理や福祉の専門職の意見も踏まえ、シートに情報を付け加え、スクリーニング会議に向け準備をすすめます。



【スクリーニング実施におけるSC・SSWとの協働例】

- 事前に校内を巡回するなど、各クラスの状況を把握しましょう。
- SC・SSWの日程を調整し、全クラスのシートとともに、1クラス15分～30分を目安（1人の児童・生徒理解を深めるアセスメントとは異なります）に、担任等と面談をし、情報の共有に努めましょう。

私たちの専門性を発揮して、先生たち
と一緒に子どもたちをサポートします!!



5 児童・生徒向けアンケート

例

■児童・生徒の抱える困難を可視化するためのアンケート【児童版】

○あなたのきもちにあうものを「おもう = 1」 「だいたいおもう = 2」 「あまりおもわない = 3」 「おもわない = 4」からえらんで、すうじに○をしましょう。

がつ にち			ばん	なまえ				
質問用紙には記載なし	しつもんばんごう	しつもん	1	2	3	4		
			おもう	だいたいおもう	あまりおもわない	おもわない		
学校生活	①	がっこうにいくのが、たのしい。	1	2	3	4		
	②	がっこうのべんきょうが、よくわかる。	1	2	3	4		
	③	こまったことがあるときには、せんせいにはなすことができる。	1	2	3	4		
人間関係	④	みんなでかつどうすることは、たのしい。	1	2	3	4		
	⑤	あそんだり、はなしたりするともだちがいる。	1	2	3	4		
	⑥	まわりのひとに、じぶんのきもちがいえる。	1	2	3	4		
自分自身	⑦	じぶんのことが、すきだとおもう。	1	2	3	4		
	⑧	こころもからだも、げんきにせいかつできている。	1	2	3	4		
	⑨	まわりのひとからたいせつにされている。	1	2	3	4		
家庭生活	⑩	かぞくとすごすことが、たのしい。	1	2	3	4		
	⑪	いえにいると、あんしんできる。	1	2	3	4		
	⑫	こまったことがあるときには、かぞくにはなすことができる。	1	2	3	4		

※これまで学校で実施している学校生活アンケートなど、児童・生徒対象アンケートがある場合は、内容を組み合わせてご活用ください。

例

■児童・生徒の抱える困難を可視化するためのアンケート【児童・生徒版】

○自分の気持ちに合うものを「思う=1」「だいたい思う=2」「あまり思わない=3」「思わない=4」から選び、
数字に○をしましょう。

月 日		番	名前			
質問用紙には記載なし	質問No.	質問	1	2	3	4
			思う	だいたい思う	あまり思わない	思わない
学校生活	①	学校に行くのが楽しい。	1	2	3	4
	②	学校の授業がよくわかる。	1	2	3	4
	③	困ったことがあれば先生に相談できる。	1	2	3	4
人間関係	④	みんなで活動することは楽しい。	1	2	3	4
	⑤	遊んだり話したりする友だちがいる。	1	2	3	4
	⑥	周りの人に自分の気持ちを言える。	1	2	3	4
自分自身	⑦	自分のことが好きだと思う。	1	2	3	4
	⑧	心も体も元気に生活できている。	1	2	3	4
	⑨	周りの人から大切にされている。	1	2	3	4
家庭生活	⑩	家族と過ごすことが楽しい。	1	2	3	4
	⑪	家にいると安心できる。	1	2	3	4
	⑫	困ったことがあれば家族に相談できる。	1	2	3	4

※これまで学校で実施している学校生活アンケートなど、児童・生徒対象アンケートがある場合は、内容を組み合わせてご活用ください。

6 教職員向けスクリーニングシート

例

■教職員の「気づき」を可視化するためのスクリーニングシート

○子どもの様子について、気になった項目にチェックを入れてください。

*問題を見つけ出すためではなく、児童・生徒の抱える困難をキャッチする視点で記入しましょう。

月 日		年 組 担 任												4月からの累計欠席日数			
No	氏 名	学校生活			人間関係			学習			家庭生活			健康面			合 計
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
33																	
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
39																	
40																	
41																	
42																	
43																	
44																	
45																	

*これまで学校で実施しているチェックシートやアセスメントシートがある場合は、内容を組み合わせてご活用ください。

7 スクリーニング会議（学年会等）について

より多くの視点ですべての児童・生徒を見守るため、児童・生徒向けアンケートの結果や担任がしたスクリーニングシートをもとに、学年会等の中で、スクリーニング会議を行います。学年職員など複数人で意見交換し、「どんな方向性で支援をしていくか」、「より個別の検討を行う校内チーム会議で検討する必要があるか」等を話し合います。

これまで、アンケート等の結果が、様々な対応の煩雑さゆえに担任どまりになっていたり、学年の教職員での共有後、それを踏まえた対応ができていなかったりすることで、問題が大きくなってしまうようなケースはありませんでしたか。担任が抱え込まず、チームで対応することが必要です。

■スクリーニング会議のイメージ



【スクリーニング会議の効果的な開催に向けた実施例】

- 学年団や低・中・高学年等小集団で時間を設定して実施する。
(1人の児童・生徒理解を深めるアセスメントとは異なるため、1学年約30分程度で終えることを目安とします)
- シート名簿に沿って上段から順に、日ごろの様子についての気づきを共有する。
- 授業内での支援等、まずは校内の支援体制で対応できるか確認したうえで、校内チーム会議につなげるか検討する。



■スクリーニング会議、ここが大切

スクリーニング会議中には担任以外の教職員も、様々な気づきを出し合うことが大切です。ここで、支援の方向性を暫定的に決定します。



【支援・指導の方向性の例】

※抜粋「スクリーニング活用ガイド」文部科学省

- A : 教員の関与 … 担任が毎日必ず該当の児童・生徒に個別におはようと声をかける、担任以外の教員が何らかの声をかけるなど、できることを決定
- B : 地域資源の活用 … 地域学校協働活動やコミュニティスクールとして実施している熟議やふれあいルームなどの活用、子ども食堂や学習支援の活用
- C : 専門機関の活用 … 児童相談所や教育センター、少年相談保護センターなどの活用

客観的なデータと複数人でのディスカッションを踏まえ、より個別の検討を行う校内チーム会議につなげるか判断します。



[スクリーニング活用ガイド](#) 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/03/27/20200327_mxt_kouhou02_2.pdf

8 校内チーム会議について

■校内チーム会議とは？

- ・スクリーニング会議（学年会等）において、より個別の支援が必要であると確認された児童・生徒の課題や困難について、SC・SSW等の多職種を交えたチームで検討を行い、支援の方向性を具体的に決定する会議です。
- ・児童・生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター、養護教諭、担任、SC、SSW等、専門職を交えた多様なメンバー構成が想定されます。



■校内チーム会議のポイントは？

- ・アンケート結果やスクリーニングシートをもとに、更なる個別支援の必要性の有無やアプローチの方法等について、スクリーニング会議後の支援の状況も確認しながら、児童・生徒の支援方針を決定していきます。
- ・個々の支援方針をより詳細に検討し、いつまでに誰が何を行うのかといった役割分担等を明確に共有しておくことが大切です。
- ・多様な専門職が参加しているため、多角的な視点で支援の方向性を検討することができます。

【校内チーム会議の実施例】

- ・校内チーム会議を学年ごとに設定する。
 - ・既存のいじめ、不登校対策会議を活用する。
 - ・学年会の時間を活用する。（学年会の曜日に設定する）
 - ・生徒指導会議、支援会議等の時間を活用する。
- ※SCやSSWの勤務予定日等を確認したうえで、計画的に会議を設定しましょう。
- ※緊急性のある場合は、学年の教育相談担当教員や学年主任等と相談し、随時、校内チーム会議で支援の方向性を確認するようにしましょう。



9 プッシュ型面談について

「アウトリーチ」につなぐ

■SC・SSW等によるプッシュ型面談は、効果的な支援の第1歩

プッシュ型面談とは、通常行っている児童・生徒への心のケアや福祉的な支援を目的としたSC・SSWによる面談とは異なり、インテーク（情報収集）を行うことが目的です。

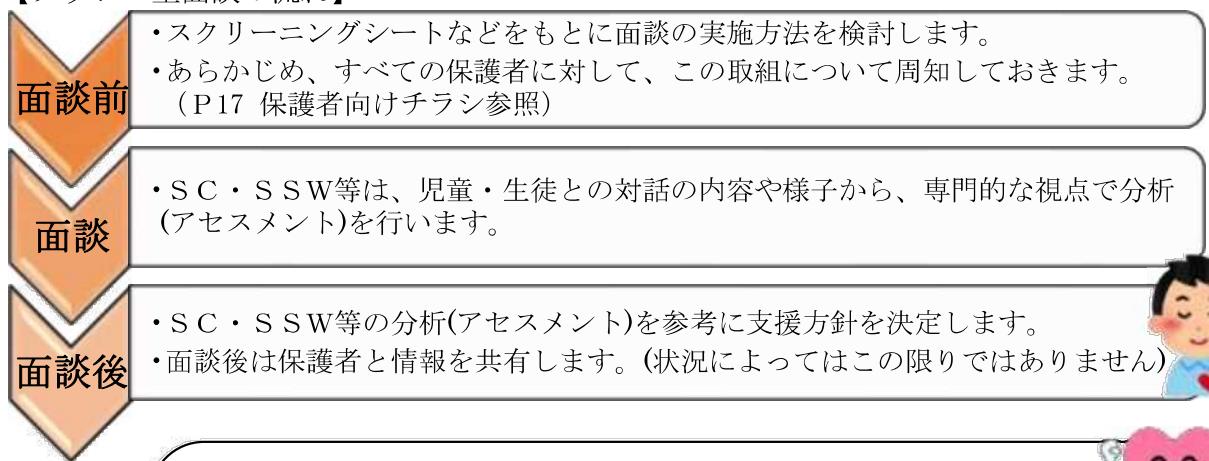
プッシュ型面談を実施すると、児童・生徒が抱える悩みや不安を効果的にキャッチし、SOSを出せないでいる児童・生徒へもアプローチすることができます。

困難を抱えていてもSOSを出せない児童・生徒や、困難な状況に気づいていない児童・生徒の潜在的な課題を適切な支援につなげていくことが大切です。そのためには「待ち」の姿勢から、「プッシュ型（積極的）」の相談体制を整える必要があります。



■SC・SSW等によるプッシュ型（積極的）面談を実施します

【プッシュ型面談の流れ】



【実施方法の例】



- 面談時間 10～15分程度
 - 面談体制 SC・SSW等と児童・生徒
教職員、SC・SSW等と児童・生徒
SC・SSW等と複数の児童・生徒など
- ※スクリーニングシートなどを参考に、児童・生徒に合わせた実施方法を検討しましょう。



■日頃から相談しやすい環境づくりに努めましょう

学校の中で、児童・生徒が一番相談しやすいのは教職員です。日頃から心配なことがある児童・生徒はもちろん、課題が見られない児童・生徒も、抱えている困難に本人が気づいていないのかもしれません。また、SOSを出せないだけでなく、SOSを出さないようにしているのかもしれません。

年間のスケジュールに関係なく、心配なことがあればすぐに話を聞いたり、相談に乗ったりしましょう。教職員だけでなく、SC・SSW、地域の人、関係機関の職員など、児童・生徒がいつでも気軽に相談することができる環境づくりに努めていきましょう。



いつでも、だれにでも相談できる学校っていいね。

10 ケース会議について

■ケース会議を実施します

プッシュ型面談で収集した情報をもとに、児童・生徒の状況について確認しながら、連携していく医療、福祉等の関係機関、地域の支援先等を見定めていきます。教育相談コーディネーター等が中心となり、連携を進めていく関係者を集め、支援の方策を探っていく「ケース会議」を実施します。

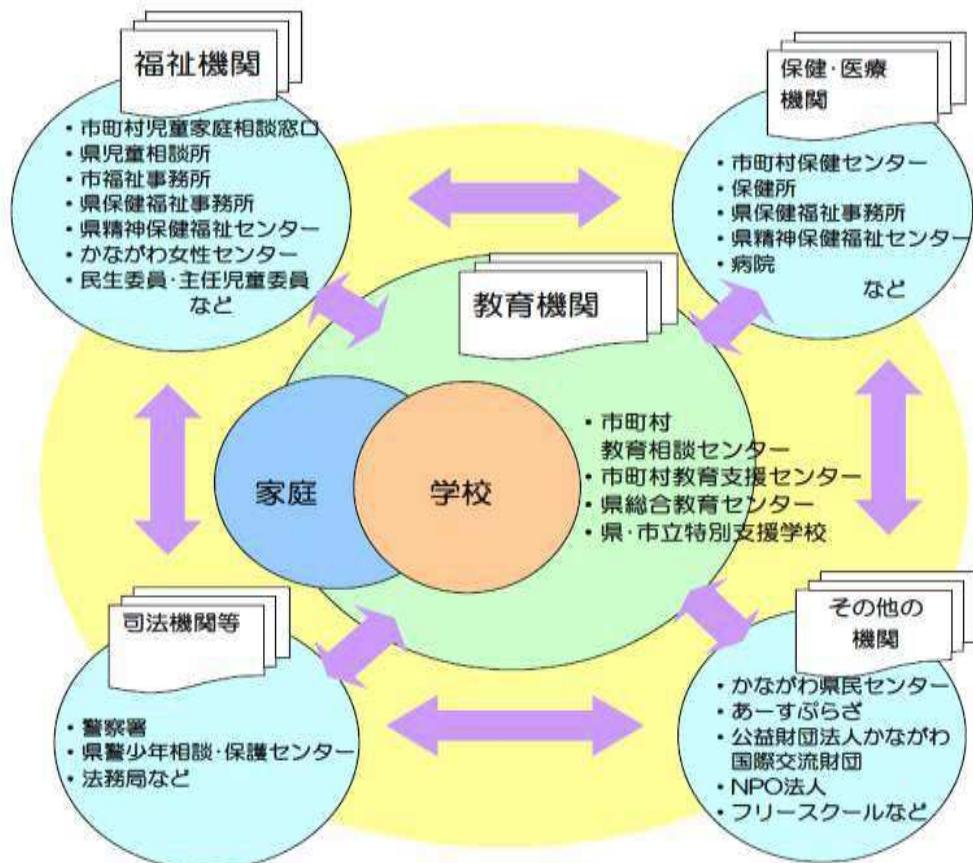
11 医療、福祉等の関係機関との連携について

■関係機関と連携・協働するためには

問題行動等の背景・要因には、学校生活だけではなく、家庭や生育に関することなど、児童・生徒を取り巻く、様々な生活環境が複雑に影響しており、近年、対応・解決が難しい事例が増加しています。

そのため、学校だけでは解決できない課題に対しては、家庭はもちろん、民生委員・主任児童委員といった地域社会における社会資源、児童相談所や保健福祉事務所、警察その他の関係機関と相互協力して対応する必要があります。

■学校が連携できる主な関係機関



■他機関と連携し、支援をつなげていきましょう

校内ケース会議（チーム会議）において、他機関を加えたケース会議が必要と判断された児童・生徒への対応については、他機関や地域資源とつなげ、より具体的な支援を進めていきましょう。

具体的には、教育の専門職である教員が医療や心理、福祉等の専門職と一緒に児童・生徒の問題の解決に向け、ともに協力し対話し合いながら児童・生徒に対して支援を行うことです。学校はS C・S S Wと協働しながら、必要に応じて学校外の関係機関との連携を進めます。

【関係機関の例】



○医療機関

医療機関では、心や体に不調のある児童・生徒の支援を行います。児童・生徒、保護者に受診を促すだけでなく、医療機関に学校での日常を伝え、今後の指導に対する助言を求めるなどもできます。

○児童相談所

学校及び教職員には、市町村、児童相談所等への児童虐待「通告義務」があります。学校の教職員はその業務上児童虐待を発見しやすい立場にあることを正しく認識し、児童虐待防止のため、適切な対応を図っていくことが必要です。

また、児童相談所は児童（18歳未満）の諸問題についての相談を受け、その相談内容は児童虐待だけでなく保護者不在、養育困難等、多岐にわたる内容を取り扱っています。

○警察

スクールサポーター、地域所轄署、少年相談・保護センター等と連携、協力することが、児童・生徒の非行防止、健全育成のために重要です。学校と警察の連携による会議も行われています。日頃から連携をすすめ、情報共有だけでなく、指導・支援についても協力していくことが重要です。

○行政機関（生活支援課・子ども家庭課・社会福祉課等、県保健福祉事務所）等

市町村の行政機関と連携し、社会保障や社会福祉等のサポートを紹介するなど、児童・生徒、保護者への公的支援へとつなげることが考えられます。児童・生徒だけでなく、家庭への支援へとつなげることで、問題の解決へ前進することも期待できます。

○その他

民生委員や地域のN P O団体等と連携することで、学校外での児童・生徒の生活支援や学習支援につながることもあります。子ども食堂や学習支援を行っている地域のN P O団体等と日頃より情報共有をすることで、地域にいる子どもたちの状況を知ることができます。

また、外国につながりのある児童・生徒については、文化や言語の違いによる悩みや不安を抱えていることもあります。支援団体や通訳・翻訳などをしている関係機関と連携することで、根底にある問題が分かり、解決へ向かうこともあります。



■学校が関係機関と「連携する」ための心構え



学校が問題を抱え込まず、学校が主体となって、
それぞれの関係機関の役割を明らかにし、
専門性を生かしながら、児童・生徒の抱える課題や困難を解決する。

機関同士が、お互いに相手のできていないことを指摘し合っていっては、課題は解決しません。「児童・生徒にとって何が最善の利益なのか」という視点で、それぞれの専門性を尊重しつつ、今できていることに着目・確認しながら、これからできることや優先すべき課題を整理し、連携をすすめることが大切です。



【学校との連携が円滑に進むためのポイント】

- ・学校は各関係機関のできること、できないことを理解する。
- ・学校は児童・生徒の抱える課題やその要因を見出し、学校としての短・長期的な指導方針や期限、役割分担などを明確に示す。
- ・校長、副校長、教頭、教育相談コーディネーター、児童・生徒指導担当、養護教諭、学年担当、担任教諭、S C ・ S S Wなどが、「チーム」として対応する。
- ・情報の集約やケース会議の運営、さらに外部との連絡の窓口など、
中心的な役割を担う教員を明確にする。
- ・管理職が関係機関との連携について理解し、判断をする。
- ・日ごろから、学校と関係機関は事案の初期段階から相談できる顔の見える関係となるようにする。
- ・教職員は、児童・生徒への指導・支援に対して温かく深い「思い」がある。



■関係機関<参考URL>

- ・県立総合教育センター（相談窓口について）
<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/sodan/index.html>
- ・児童相談所一覧
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/faq/p34091.html>
- ・市町村児童家庭相談窓口
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/faq/p34093.html>
- ・少年相談・保護センター（県警察HP）
<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd1004.htm>
- ・保健福祉事務所一覧
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p1221796.html>
- ・県内保健所一覧
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hokenjo_20210426.html
- ・県内福祉事務所一覧表
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p2912.html>
- ・県精神保健福祉センター
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/cnt/f531065/index.html>
- ・県立地球市民かながわプラザ あーすぷらざ
<http://www.earthplaza.jp/>
- ・公益財団法人かながわ国際交流財団
<https://www.kifjp.org/>
- ・フリースクール等一覧
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/huri-suku-ru.html>
- ・さぽナビかながわ（県の支援制度や相談窓口、支援団体などの情報を提供）
<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1305/saponavi-kanagawa/>



神奈川県

参考

市町村立小・中学校の児童・生徒の保護者の皆様へ



いつでも、誰にでも、 相談できる学校へ

～すべての子どもたちをサポートします～



神奈川県では、子どもたちが抱えている困難や課題をいち早くキャッチし、すべての子どもたちが『笑顔』で安心した生活が送れるよう、相談支援体制をより充実させていきます。

日ごろ明るく・元気に過ごしている児童・生徒でも、誰にも相談できず一人で悩んでいる場合があります。すべての児童・生徒がいつでも、誰にでも、当たり前に、相談できるような学校づくりを進めていきます。



私たちがすべての子どもたちの笑顔のためにサポートします！

心理の専門職であるスクールカウンセラーが学校にいます。お子さんの成長と発達をサポートします！



スクールカウンセラー

担任、学年職員など、学校の先生がいつでも相談します！お子さんの気持ちに寄り添います。

担任・学年の先生



スクールソーシャルワーカーは福祉の専門職。お子さんの学びに必要な環境を整えます！



スクールソーシャルワーカー



お便り、ホームページ

地域や行政機関の情報を発信します！相談窓口や電話による相談、関係機関を紹介します！



すべての子どもたちを支援する「仕組み」を構築し、実践していきます！

全児童・生徒を対象としたアンケートを実施



教職員の気づきを校内で共有



積極的な教育相談、積極的に専門職と相談



外部の専門機関や行政との連携



※学校から保護者の皆様に、お子さんの面談のお願いをする場合があります。
担任よりお子さんの様子を聞き、日程等の相談をしてください。

神奈川県では、「かながわ子どもサポートドック」を展開し、心理や福祉の専門人材をより効果的に活用するとともに、相談窓口の充実や、相談支援体制の強化を図ります。
詳しい内容は県教育委員会ホームページ（二次元コード参照）よりご覧ください。



引用・参考文献・掲載URL

- 掲載サイト（県ホームページ）「スクールカウンセラー業務ガイドラインについて」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/counselor.html>

資料 スクールカウンセラー 業務ガイドライン

<https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/845225.pdf>

- 掲載サイト（県ホームページ）「スクールソーシャルワーカー関連資料について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/socialworker.html>

資料 スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン

～スクールソーシャルワーク～スクールソーシャルワークの視点に立った支援
支援の構築に向けて～

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/katuyougaidorain.pdf>

資料 スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン2

～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～
関係機関との連携支援モデル

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/katuyougaidorain2.pdf>

資料 県立高等学校スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/41205/r02_sswgl.pdf

- 掲載サイト（文部科学省ホームページ）「生徒指導提要（改訂版）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

資料 生徒指導提要（令和4年12月改訂）

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

- 掲載サイト（文部科学省ホームページ） 関係機関との連携

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302911.htm

学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために

・学校と関係機関との連携について（リンク先 学校と関係機関との連携について）

リンク先掲載サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/renkei/index.htm

- 掲載サイト（文部科学省ホームページ）

スクリーニングによる児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

資料 スクリーニング活用ガイド（概要版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/03/30/20200330_mxt_kouhou02_1.pdf

資料 スクリーニング活用ガイド

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/03/27/20200327_mxt_kouhou02_2.pdf

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

TEL (045) 210-8292 (直通)

FAX (045) 210-8937